平成２４年（フ）第３３４号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番159―104号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町９丁目21番１号
債務者　冨士谷治彦
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０３号
北海道旭川市旭岡３丁目２番地の18　ステイドヒルズ101号
債務者　小西　精彦
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月４日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
北海道旭川市春光２条７丁目１番55―28号
道住79Ｒ１―28号
債務者　野地　郁恵
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８８号
大分市原新町３番15号　サーパス原新町705
債務者　宗岡　壽美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　邦彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９４０号
札幌市豊平区中の島１条８丁目２番１―801号
債務者　二階堂朋広
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８号
埼玉県川越市中原町２丁目１番地２
債務者　栗原万利子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４１号
埼玉県狭山市中央３丁目７番Ｒ―402号
債務者　今井　暉雄
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７号
滋賀県長浜市富田町245番地
債務者　川崎太兵衛
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀　安彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
香川県高松市国分寺町新名688番地３　サーパス国分寺1001号室
債務者　田村由紀美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２１９号
北九州市小倉北区砂津２丁目２番19―501号
債務者　山﨑　ゆり
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３０号
埼玉県川口市大字東内野368番地の２　第一友和ハイツ105号、旧住所埼玉県川口市前川４丁目34番７号
債務者　杉本　幸雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
三重県鈴鹿市長太栄町４丁目22番33号
債務者　アシストこと　服部　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４号
三重県伊賀市小田町153番地
債務者　中林　法次
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１１８７号
広島県安芸郡海田町月見町８番１―405号
債務者　竹本　聡惠
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見之越常治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
広島県東広島市高屋町小谷2751番地41
債務者　長原　勝弘
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第１０５号
愛媛県松山市小坂４丁目16番31号　ピロティ小坂302号
債務者　渡部　浩二
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部